

令和4年度

財政援助団体監査報告書

公益財団法人 日野市環境緑化協会

日野市監査委員



日 監 第 1 0 1 号
令和5年(2023年)3月23日

日野市長
大 坪 冬 彦 様

日野市監査委員 福 島 基

日野市監査委員 鈴 木 洋 子

令和4年度財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

令和4年度財政援助団体監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

財政援助団体	主管部課
公益財団法人 日野市環境緑化協会	環境共生部 緑と清流課

第3 監査の範囲

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの財政的援助及び出資（出捐金）に係る出納その他の事務の執行

第4 監査の期間

令和4年11月4日から令和5年3月17日まで

第5 説明聴取日

令和5年1月18日

第6 監査の着眼点及び実施内容

この監査は、次の事項を主眼として書類審査及び関係職員の説明を聴取し、通常実施すべき監査手続きにより実施した。

なお、本監査は日野市監査基準に準拠し実施した。

（1）財政援助団体

- ① 定款及び会計事務規程等諸規程は整備されているか。
- ② 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ③ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ④ 資産台帳等の整備はきちんとされているか。
- ⑤ 助成金は目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているか。
- ⑥ 助成金に係る会計経理は適正に行われているか。
- ⑦ 出捐金に係る会計経理、管理運用及び財産の管理は、適正に行われているか。

(2) 主管部課

- ① 助成金交付要綱等により助成金の交付目的及び助成金対象事業の内容が明確にされているか。
- ② 助成金交付の算定、交付手続及び交付時期は適正か。
- ③ 団体への指導監督は、適切に行われているか。

第7 監査の結果

助成金に係る交付事務、事業予算の執行及び経理その他の事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部に是正及び改善又は検討を要する事項が見受けられたので、指摘事項及び意見・要望として後述する。

なお、その他軽微な事項については、口頭で改善を要望した。

公益財団法人 日野市環境緑化協会

1 団体の概要

(1) 目的

日野市における都市環境の向上を図るため、都市の緑化を推進し、緑と清流を守り、うるおい豊かな都市づくりに寄与することを目的とする。

(2) 設立

昭和64年1月6日 財団法人として設立

平成24年4月1日 公益財団法人として登記

(3) 所在地

日野市神明二丁目13番地の1

(4) 事業内容

① 緑化推進に関する啓発普及事業

……………各種講習会等開催

② 緑化推進に関する事業活動

……………菊花栽培事業

腐葉土等販売

公園、公共施設への花卉植え付け等

公園清掃管理（受託事業）

③ 緑化推進に関する調査研究

……………職員研修

④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(5) 組織（令和4年3月31日現在）

役員 理事 7名

（うち理事長1名、副理事長1名、常務理事1名（事務局長を兼ねる。））

監事 2名

事務局 職員 10名

（うち事務局長1名（常務理事兼務嘱託職員）、嘱託職員1名、臨時職員8名）

2 市との関係

- (1) 公益財団法人日野市環境緑化協会（以下、「協会」という。）は、日野市の出捐（3億円）により設立された公益財団法人である（公益財団法人日野市環境緑化協会に対する助成等に関する条例（昭和63年条例第39号。以下「条例」という。）第2条）。
- (2) 日野市は、特別の理由があると認めるときを除き、協会に対し、その業務を行うために必要な土地、建物その他の財産を無償で貸し付け、又は貸付け以外の方法により使用させる（条例第3条）。
- (3) 日野市は、毎年度予算の定めるところにより、協会に対し、その運営及び事業に要する経費の一部を助成している（条例第4条）。

令和3年度交付金額	19,578,924円
-----------	-------------

- (4) 市長は、緑と清流のある、潤い豊かなまちづくりを進めるため、協会と緊密な連携を保つ（条例第5条）。

指摘事項（意見・要望）

環境緑化協会

1 助成金に係る事務について

助成金に係る会計その他の事務は、公益財団法人日野市環境緑化協会定款、事務規程及び会計処理規程等に基づき行われるものである。

協会の財務状況は、日野市からの助成金及び市からの受託事業により、協会の事業費及び管理運営費（以下、「協会運営費等」という。）の約97%を占めており、毎年度同様な収益内訳となっている。また、基本財産3億円は、昭和64年1月の財団法人設立時に市からの出捐金として受けたものである。

今回の監査においては、市からの助成金のみならず受託事業収入を含め、主に協会の財務を監査した。

2 監査の実施

(1) 定款及び会計事務規程等諸規程（以下「諸規程」という。）は整備されているか。

	指摘事項
1	退職手当支給規程第2条の事務の執行が規定通りされていない
2	諸規程に規定されている「理事長が定める」規定について当該内容が作成されていない
3	臨時職員就業規程の無期限労働契約の者への規定の不備、また、臨時職員採用基準が定められていない
4	諸規程に規定されている「台帳」等の整備が作成されていない
5	会計処理規程第18条第2項第1号に規定する現金による支払い限度額を超過して支払っている
6	会計処理規程第28条の契約事務について、見積書がない。複数見積もりを取っていない。また、随意契約の理由がない。これらの契約決定等の決裁がない。

	指摘事項
7	契約事務について 指名競争入札業者として、協会理事の会社が含まれていた

【意見・要望】

諸規程の整備状況並びに諸規程の規定どおりに事務の執行が行われているかについて監査した結果、諸規程に規定されている実施・運用がされていない。また規定と異なった運用をしているもの等が散見された。

項番1について、退職手当支給規程第2条に退職手当の支給範囲を「常時勤務する職員」と規定されているが、説明聴取において、これに該当する職員は正規職員のみとの回答を得た。しかし、雇用形態にかかわらず、正規職員と同じ勤務日及び勤務時間に勤務している者を「常時勤務する職員」としないことには疑義がある。については、疑義が生じないよう是正されたい。

項番2について、諸規程に「理事長が定める」規定（会計処理規程第39条（物品の分類の基準）、職員就業規則第24条第2項（試験の内容、科目、その他必要な事項）、臨時職員就業規程第6条（賃金の額）、職員給与規則第12条（嘱託員及び臨時職員等の給与）等）があるが、この「理事長が定める」規定の整備がされていない。権利義務の発生、会計処理の基礎なるものもあるため、早急に整備されたい。

項番3について、臨時職員就業規程の無期限労働契約の定年退職規定がなく、本人からの退職願がない限り雇用し続けることになる。また、採用の規定がないため、採用理由が不透明である。については、組織及び運営の合理化の見地から定年及び採用の規定を設けられたい。

項番4について、会印台帳や備品台帳、金銭残高種別表等の整備がされていない。規定の内容を満たしていない台帳については、規定どおりに整備されたい。

項番5について、現金による支払限度額1万円を超えた支払いについては、規定と事務の執行を勘案した対応をされたい。

項番6について、契約事務については、会計処理規程28条に指名競争入札及び随意契約を規定している。説明聴取時に「市に倣って委託契約は指名競争入札をしている。緊急性等の事情を勘案して随意契約をしている。」との回答を得たが、それらを裏付ける証拠書類や随意契約理由もないため一般競争入札または、随意契約によるものなのかが確認できなかった。

た。物品の購入や委託事業については、競争入札や見積合わせを行い、その証拠となる書類等を徴取し、随意契約については、その理由を明記するよう図られたい。

項番7について、「会報 緑のまち」の印刷契約において、指名競争入札業者として理事の経営する会社（決裁権者の会社）が含まれていた。落札の有無にかかわらず、利益相反の疑念を持たれる可能性があり、指名業者とすることは望ましくない。

協会運営経費等のほとんどが、市からの助成金及び市からの委託料、すなわち市民の税金で賄われていることを認識し、最小の経費で最大の効果が得られるよう、契約事務については、適正な事務処理を図られたい。

そのほかについては、概ね適正に執行管理されていることを確認した。

- (2) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
 (3) 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。

指摘事項	
1	決算書「財務諸表に対する注記」の「4 固定資産の取得金額、減価償却累計額及び当期末残高」の科目「建物」の「取得価額」及び「減価償却累計額」が正しく表記されていない
2	郵券（切手等）を財産目録に掲載していない
3	固定資産（事務所内省エネ空調機）除却・新規取得の際、会計処理が正しくされていない

【意見・要望】

決算諸表は、当該年度における団体の事業成績及び財政状況を明らかにするもので、適正な会計処理に基づいた適正な数値によるべきものである。

また、出捐金及び助成金を支出している日野市及び日野市議会並びに監督官庁に対して報告するものであるため、適正な数値により記載されるべきものであることは言うまでもない。

上記項番1については、緑と清流課に移管され協会の財産でなくなった炭焼窯が会計処理されないまま決算諸表に掲載されていた。

項番2について、郵券は現金と同じ扱いとなるものであり、財産（流動資産）として計上すべきもので、これをしていなかった。

項番3については、固定資産として「財務諸表に対する注記」の「4 固定資産の取得金額、減価償却累計額及び当期末残高」の科目「什器備

品」に計上している事務所内省エネ空調機3機のうち1機を除却・新規取得したにもかかわらず、「取得価額」及び「減価償却累計額」の変更を行わなかった、また、新しい機器である資産の取得を、会計処理上、経費支出で対応していた。

これらについては、会計原則に沿って適正に作成され、財務諸表の信頼性の確保に努められたい。

その他決算諸表等は法令等に準拠して概ね適正に作成されている。

(4) 資産台帳等の整備はきちんとされているか。

	指摘事項
1	公益財団法人日野市環境緑化協会会計処理規程第39条第4項に規定する物品帳簿の整備及び出納の管理がされていない
2	備品台帳等が未整理となっているため、現物がないにもかかわらず台帳に記載されている
3	現物の設置場所を把握できていない、また、現物との照合がされていない

【意見・要望】

公益財団法人日野市環境緑化協会会計処理規程第39条において、物品の分類、管理を行うための帳簿の作成及び出納の事実を記載することが規定されている。

公益財団法人へ移行後、備品台帳の更新がされていないため、現物の有無や設置場所が不明確となっていた。備品の管理にあたっては、台帳記載の備品と現物との照合を行い、台帳を整理し、定期的に確認するなど、適正な事務処理をされたい。

また、物品には消耗品も含まれる規定となっているため、運用上煩雑な事務が生じる場合は当該規定の見直しも含め検討されたい。

(5) 助成金は目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているか。

(6) 助成金に係る会計経理は適正に行われているか。

	指摘事項
1	助成金交付申請時に提出する資料が事業計画書のみで、助成金に係る負担明細が不明となっている

	指摘事項
2	決算書の財務諸表において、不適切な会計処理及び項目の掲載漏れがあった

【意見・要望】

助成金の交付申請に係る関係書類を徴取したところ、助成金の対象とする事業及び経費、その積算根拠を確認することができず、当該助成金の支出が適正であるかの判断ができなかった。また、当該助成金に係る経費の明細が不明のため、助成金該当事業が効率的に執行されているかを確認できなかった。

助成金の金額決定においては、協会の当該年度事業費予算額から、市からの受託収入である公園清掃管理等委託料収入及びその他の収入を差し引いた残額が当該年度の助成金となるとの説明を受けた。

また、公益財団法人日野市環境緑化協会に対する助成等に関する条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）第2条に助成対象の事業及び経費の規定がされており、協会の管理運営に要する事業及び協会の事業（公園、緑地等の受託管理事業に要する経費を含む）が助成金の対象となっている。

助成金交付申請の際に、助成金の対象とする事業及び経費、その積算根拠を示すこと。条例施行規則第2条にある「公園、緑地等の受託管理事業に要する経費」については、委託料で収入を得ているものであるため、市（緑と清流課）と協議を行い条例施行規則の当該条項の整理を行うこと。以上2点について是正するよう要望する。

- (7) 出捐金に係る会計経理、管理運用及び財産の管理は、適正に行われているか。

	指摘事項
1	出捐金3億円の基本財産の利活用がされていない

【意見・要望】

3億円を金融機関3行に1億円ずつ定期預金として預けている。このうち1件は利率0.06%、2件は0.04%であり、このように分けた理由として、リスクの分散と2件については地域のつながりがあるためとの説明があった。

低金利が続いている状況の中で、協会の収益に少しでも寄与できるよ

う、より利率が良く、かつ安全な運用をされていたこととはうかがえる。

しかし、基本財産3億円については、定款における不可欠特定財産の定めはなく、金融財産であることから、取り崩して事業収益の補填とすることができる。基本財産の取扱いについて検討されたい。

(8) その他

	指摘事項
1	文書取扱規程関係 割印がない、收受印がない、施行・完結処理がされていない
2	助成金申請関係 「公益財団法人日野市環境緑化協会に対する助成等に関する条例施行規則第8条に基づく実績報告書第3号様式がない
3	契約・請求関係 購入伺書に添付の見積書に日付がない、請求書に日付がない
4	物品管理関係 業務用ノートパソコンが適切に保管されていない
5	郵券（切手等）の管理 残数の確認が使用者のみでされていて、管理者による確認がされていない

【意見・要望】

項番1及び項番2については、諸規程に基づく処理を適切に行うこと。

項番4については、業務用ノートパソコンが終業後から始業時まで机上に置いたままの状態となっていた。物品管理及び情報セキュリティ上の面から、施錠できる場所に保管すること。

項番5については、郵券（切手等）は、現金と同様であるため、受払簿の記入及び定期的な管理者による残数確認を行い、使用状況及び在庫の管理を適正に行われたい。

緑と清流課

(1) 公益財団法人日野市環境緑化協会に対する助成等に関する条例施行

規則により助成金の交付目的及び助成金対象事業の内容が明確にされているか。

	指摘事項
1	助成金交付申請時に提出された資料が事業計画書のみで、助成金の対象とする事業及びその経費等、積算根拠が不明確
2	条例施行規則第2条に助成対象の事業及び経費の規定に、「公園、緑地等の受託管理事業に要する経費」を助成金対象としている

【意見・要望】

条例施行規則第2条に「助成対象の事業及び経費」が規定されているが、掲載内容を見ると、協会の事業全体が助成の対象と読み取れる。しかし、「助成対象の事業及び経費」は協会の運営事業と協会の事業に分かれ、さらに、それぞれの事業経費を規定しているので、この対象事業ごとの積算資料を求める必要がある。

また、助成対象事業には、「公園、緑地等の受託管理事業に要する経費」が含まれているが、受託事業は委託者からの経費負担（市からの委託事業 令和4年度契約金額 20,580,223 円）で賄うものであり、市からの助成の対象にあること自体が不適當である。

公金支出の適正、透明性を確保する観点からして、経費区分の明細を明らかにすることは最低限必要であるため、助成金の積算根拠を説明できるように協会からの明細を徴収するよう要望する。

(2) 助成金交付の算定、交付手続及び交付時期は適正か。

	指摘事項
1	助成金交付申請時に提出する資料が事業計画書のみで、助成金の対象とした事業、経費、積算根拠が不明確

【意見・要望】

助成金交付の算定については、上記（1）と同様。

交付手続及び交付時期については、適正に交付されていると判断する。

(3) 団体への指導監督は適切に行われているか。

【意見・要望】

協会及び緑と清流課の指摘事項を踏まえると、主管課における団体への指導監督は適切に行われていると言いき難いものであり、下記事項について、改めて指導監督を図られたい。

- ①助成金交付に当たっては積算根拠を明確にし、実績報告に当たっては積算根拠に基づいた実績報告を徴取し、適正な処理及び透明性を確保されたい
- ②協会運営費等のほとんどを市からの助成金及び委託料の公金で賄っているため、最小の経費で最大の効果が得られるよう、また、事務の効率化を図られたい
- ③事業報告書・決算書は日野市及び日野市議会に対して報告するものでもあるため、正確に記載されているか確認をされたい

総括意見・要望

協会の令和3年度決算では、協会運営費等の約97%が市からの助成金及び受託料であり、この事業費補填構造は、以前から行われ今後も継続されるものと思われる。また、協会の基本財産3億円は定期預金に預けられて、利息は協会運営費等の0.33%となっており、今後もこのような状況が続くと思われる。

市は現在、財政非常事態宣言中であり、市からの事業費補填が今後も継続することを考慮すると、市財政負担の軽減を図るためにも基本財産の取り崩しを行い、協会運営費等に充てることを検討されたい。

また、協会運営費等の大半が市からの収入によること、すなわち税金であることを考えると、最小の経費で最大の効果が得られるよう契約手続を行うこと、また、効率的な事務を行うよう要望する。